

ペット店・ブリーダーから 買う予定の人を見つけたら 情報提供を

考え直すようにと署名を集めて送付します
署名送付に違法性はありません（思想を発信する表現活動だから）

563-7650(電話、FAX)

〒960-8066 福島市矢剣町11-3 星野

◆正しく飼える方は保健所から引き取ったり、被災動物を保護すれば多くの命が救われます。保健所のホームページには処分予定動物の写真が載っています。必ず去勢避妊をして飼える方は生体販売業者から買うのではなく、保健所のホームページを見てみましょう。生体販売業者を支えているのは『買う人』。買いたい人が一人いるだけで業者は繁殖。一度に7匹産まれた場合、一匹しか売れないので6匹余ります。その6匹がどうなるのかを想像してください。想像しただけで胸が痛くなり寝込むはず。病院で診断書を書いてもらって生体販売業者を相手どって訴訟を起こすことも可能です。



●行政処分は苦痛死。行政が苦痛死から安楽死に転換しないのは、県民が行政へ声を届けないから。声を届けない人は苦痛死に大いに加担。「苦痛死から安楽死に改善を」と声を届けませんか。

〒960-8670 杉妻町2-16 福島県庁 食品生活衛生課課長 藪内礼子様

TEL 024-521-7245 FAX 024-521-7925 shokuseiei@pref.fukushima.jp

●どうしても飼えなくなった場合、保健所へ渡すのではなく病院で安楽死をするのが愛情ではありませんか。悪い人を無理矢理良い人に見立てて、新しい飼い主とすると動物に苦痛生活を強います。偽装愛護からの脱却を。

◆売れ残った動物を引き取って里親探しをする団体があります。善意ですが生体販売業の存続に加担します。抜本的解決を。

◆◆◆他の生命体を勝手に繁殖して、譲渡したり、売買したり、暴食しているのは人間だけ。まずは、このことを問題視しませんか。

間違えて買ってしまった方は、去勢不妊手術を受けさせて
大切に飼いましょう。動物遺棄は犯罪です ウラへ →

ブリーダー・ペット店は 反社会的な職業 買う人も反社会的



●役所の中に生体販売業者を監視する係があります。税金を投じてまで監視しなくてはならない反社会的な職業である証。

生体販売業は憲法12条違反 ●生体販売業者は「職業選択の自由」と言うが、公共の福祉に反するため違憲。

憲法12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉の為にこれを利用する責任を負う。

憲法22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

●動物人口過剰だからこそ、毎日大量に公金を使って苦痛死処分されています。追い打ちをかけるように、動物人口を増やすのは蛮行かつ公共の福祉に反する。



●処分に税金が投じられていることからしても、保健所からレスキューすることは公益性があります。高齢者でも高齢動物ならば飼えます。生体販売業者から買うのではなく、保健所から引き取りませんか。

繁殖をやめれば動物人口は増えません。その分、保健所から救出される頭数が増えます。繁殖は、一般飼い主・業者を問わず、動物福祉に反し、公共の福祉に反します。

生体販売業は人の心を傷つける為、幸福追求権に反します。「売れ残った動物たちはどうなるの？毒殺されるの？首をひねって殺されるの？床にたたき付けられて殺されるの？生き埋めにされるの？」という精神的苦痛を人々に与えています。売れ残った動物を哀れに思い、飼いたくもないのに無理して買う人が後を絶ちません。この点からしても生体販売業者は、他人の経済権・生活権を侵害。精神的苦痛を与えられたり、経済権を侵害された場合、民訴（費用返還請求）できます。根拠となる法律は〔事務管理〕

●生体販売業という反社会的職業の者のブラックリストを作成済み。欲しい方はお申し出下さい（但し動物愛護法に基づいてアクションできる方限定）●生体販売業者は「職業選択の自由」と言いますが、公共の福祉に反するため違憲。●ペット購入者ひきこもり症候群をご存じですか。生体販売業者から購入した人が、世間の冷たい目に耐えられなくて、家に引きこもるという症状。